

# 外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策検討会（第1回） 議事録

第1 日 時 平成30年9月13日（木） 自 午後 3時00分  
至 午後 5時05分

第2 場 所 法務省1階会議室

第3 議 題 （1）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討の進め方について  
（2）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策  
（3）ワンストップ型相談窓口を始めとする地域における多文化共生への取組に係るヒアリング

第4 議 事 （次のとおり）

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、定刻になりましたので、第1回外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を開催いたします。

本日は、議長の命によりまして、副議長であります私、法務省大臣官房審議官の佐々木が司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず始めに、本検討会の開催に当たり、上川法務大臣から一言御挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

法務大臣 皆様、こんにちは。

本日は、大変御多忙の中にもかかわらず、このようにお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

御案内のとおり、本年7月24日の閣議におきまして、法務省は外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされ、その司令塔的機能の下で、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも連携をしつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたところでございます。

また、同じく本年7月24日の閣議後であります、開催されました外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議におきまして、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討の方向性が、中間的整理という位置付けで了承されたところでございます。

この総合的対応策でございますが、年内の最終取りまとめを予定しておりますが、その取りまとめに当たりまして、国民及び外国人双方の視点に十分に配慮しつつ、多文化共生施策の企画及び立案に資する御意見、御要望を幅広く聴取をし、検討を深めてまいりたいと考えております。

本検討会は、そのような理由に基づきまして、多文化共生施策の企画及び立案に資する御意見、御要望を聴取するべく設置したものでございます。皆様の御協力によりまして、本日、その第1回目の会合を迎えることができましたことに対しまして、改めて御協力に感謝申し上げます。

本日は、有識者の皆様、また、本日ヒアリングに御出席をいただきます自治体の皆様におかれましては、是非とも御忌憚のない御意見、御要望をお寄せいただけますように、よろしくお願いを申し上げます。

また、御出席の関係省庁の皆様には、国としての取組、地方公共団体への働きかけなど、現状と課題を踏まえた具体的な対応策につきまして、是非とも御提案を賜りたいと思っております。その上で、本検討会におきまして、充実した議論におきまして、積極的に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本で働き、そして学び、そして生活をする外国人を、我が国社会の構成員として、構成する一員として受け入れて、そして共に生きていく、そのような社会の実現を目指し、多様性・包摂性を考慮しつつ、外国人の受入れ環境整備に関する各種取組の具体化について検討を進めてまいりたいと存じます。

本検討会が外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策取りまとめのための有意義な議論の場となるようお願いしつつ、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます、

私の挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

法務大臣は公務のため、ここで退出をさせていただきます。

法務大臣 よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、会議を進めます。

始めに、構成員の皆様を御紹介させていただきたいと思えます。

まず、有識者の皆様を御紹介させていただきます。誠に恐縮ながら、私からお一人ずつお名前を御紹介させていただきます。

日本商工会議所理事・事務局長，青山伸悦委員です。

青山委員 よろしくお願います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 弁護士，市川正司委員です。

市川委員 よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 日本経済団体連合会常務理事，井上隆委員です。

井上委員 よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 豊橋市長，佐原光一委員の代理として，今泉ひろ子豊橋市多文化共生国際課長です。

佐原委員代理 よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 日本総合研究所チェアマン・エメリタス，高橋進委員です。

高橋委員 よろしくお願います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 日本労働組合総連合会総合労働局長，村上陽子委員です。

村上委員 よろしくお願います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） なお，もう一方，岡部みどり委員におかれましては，本日，業務のため欠席との御連絡をいただいております。

次に，関係省庁の皆様ですが，時間の関係もございますので，詳しい御紹介は省略させていただきますが，この検討会の副議長である青木内閣官房内閣審議官をはじめとする大多数の省庁の皆様にご参加をいただいております。

また，本日は，埼玉県と新宿区の職員の皆様にお話を聞かせていただくべく，お越しいただいておりますので，私からお名前を御紹介させていただきます。

和田公雄埼玉県県民生活部国際課長です。

埼玉県 よろしくお願います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 内野桂子新宿区地域振興部多文化共生推進課長です。

新宿区 よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 皆様，どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは，まず，本日の議事に先立ちまして，配付資料の確認と本検討会設置の経緯につきまして，事務局から説明をさせていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 私，法務省大臣官房秘書課で外国人施策推進室長を務めております関口と申します。本検討会の庶務を担当させていただいております。よ

ろしくお願いいたします。

それでは、まず、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず、議事次第と、それから配席図がございます。そして、本日の検討会資料として、右上に番号を振っておりますけれども、資料1から資料6までの資料を御用意させていただいております。

一つずつ確認させていただきます。

まず、資料1-1として、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」と題する書面、これは平成30年7月24日付け閣議決定文書でございます。

次に、資料1-2としまして、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」、これも平成30年7月24日閣議口頭了解に関する文書でございます。

それから、番号は振っていませんけれども、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職の指定について」と題する書面。

それから、次に、資料2-1でございますけれども、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）概要」、ポンチ絵でございます。

それから、資料2-2としまして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）」、これは本文になる文書でございます。

それから、資料3-1としまして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会設置要綱」。

それから、資料3-2としまして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会構成員」。

それから、資料3-3としまして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会運営細則」。

さらに、資料4としまして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」最終取りまとめスケジュール（イメージ）」と題する書面。

それから、資料5としまして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策」という表紙がついたペーパー。

それから、資料6としまして、今回のヒアリング出席者の提出資料でございます、埼玉県、それから新宿区作成の資料でございます。

以上が資料でございますが、全てお手元でございますでしょうか。もし不備のある方、恐れ入りますが、近くの職員までお声かけいただければというふうに思います。よろしゅうございませうか。

それでは、本検討会設置の経緯についての説明に移らせていただきます。

資料1-1を御覧いただければというふうに思います。

7月24日の閣議において、外国人の受入れ環境整備について、法務省が総合調整を行うこととし、司令塔機能の下、関係府省との連携を強化して、効果的・効率的に進めることとされたところでございます。

また、資料1-2にありますとおり、同日の閣議において、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、これが設置されまして、同会議が開催されました。その会議の中では、資料2にありますとおり、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向

性)」、これが了承されまして、今後、年内に最終取りまとめを行うこととされました。

法務省としては、この総合的対応策の最終取りまとめを行うに当たりまして、関係省庁から具体的な施策等を御提案いただくとともに、外国人材の受入れ・共生分野に御知見のある有識者の方々から御意見を頂戴し、これらを踏まえたものとしていく必要があるというふうに考えました。そのため、先月31日付けで、資料3のとおり、本検討会を設置し、本日、その第1回を開催することとしました。

こういった経緯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官(入国管理局担当) それでは、早速議事に入ります。

まず、議事(1)の本検討会の進め方につきまして、引き続き事務局から説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 資料4を御覧いただければと思います。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」最終取りまとめスケジュール」についてでございます。

おおむね毎月1回の検討会を開催して、本年11月頃までに総合的対応策の最終取りまとめの案を作成した上、関係省庁との協議等を経て、本年12月に検討会として取りまとめ、その上で、関係閣僚会議で御了承いただくと、こういったことを目指しております。

また、第1回であります本日は、総合的対応策の検討の方向性に記載されている2から5までの各項目のうち、項目2の「多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動」と、それから項目3の「生活者としての外国人に対する支援」について議論をさせていただきまして、議論に当たりましては、「ワンストップ型相談窓口を始めとする地域における多文化共生の取組」というタイトルの下で、埼玉県、それから新宿区の方々から、それぞれの自治体の取組をお話いただくことを考えております。

それから、第2回、これがちょっと先の話になりますが、第2回においても、今回、第1回と同じように、項目3の「生活者としての外国人に対する支援」、このテーマについて議論をさせていただきまして、議論に当たっては、関係者の方々からお話いただくということを予定してございます。

それから、第3回においては、総合的対応策の検討の方向性に記載されている項目のうち、項目4の「外国人材の受け入れに向けた取組」と、それから項目5の「新たな在留管理体制の構築」、これらを議論することとしまして、同様に議論に当たっては、関係者の方々からお話をいただくということを予定しております。

第4回におきまして、事務局から総合的対応策の最終取りまとめの案を御提示させていただこうと考えておりますので、第4回では、その案に基づいて御議論をいただきまして、第5回で最終取りまとめをというふうと考えております。

取りまとめまでの進め方については以上でございます。

法務省大臣官房審議官(入国管理局担当) それでは、今御説明申し上げました検討会の進め方につきまして、御意見や御質問などおありでしたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次に、引き続き事務局から、議事録や資料の取扱いにつきまして御説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 議事録につきましては、ホームページにおいて

公開させていただきたいと考えております。ですので、御発言の内容につきましては、あらかじめ御出席の皆様にご確認いただいた上で、ホームページに公開というふうなことで考えてございます。

また、資料につきましては、同様に公開させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 以上のような進め方で検討してまいりたいと思いますので、どうか御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきまして、これも引き続き、事務局から議事（２）の総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策について御説明をさせていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 資料５を御覧ください。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策」という表紙が付いた資料でございます。

年内の最終取りまとめに向けた検討のため、本日は、総合的対応策の検討の方向性の項目２「多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動」と、それから項目３「生活者としての外国人に対する支援」について、資料を準備してございます。

この資料は、総合的対応策に記載されている各取組のうち、配付資料２－１の概要ポンチ絵に記載されている取組について、現状・課題・対応策をまとめたものでございます。この資料を元に検討を進めていきたいと考えております。

時間の関係上、本日は、項目２と、それから項目３のうちの（４）「労働環境の改善，社会保険の加入促進等」について議論させていただきたいと思っております。

なお、項目３の（１）から（３）につきましては、第２回で検討させていただきたいと考えております。

まず、項目２についてでございます。

１ページ目を御覧いただければと思います。

２の（１）「国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり」について御説明いたします。

多文化共生社会の実現のためには、今後、国民及び外国人の意見を幅広く聴取し、企画立案に反映させる仕組み作りが必要だと考えておりますので、法務省において、国民の声を聴く会議を設置し、継続的に意見を聴取する仕組みを作りました。

それから、次に、２の（２）でございますけれども、２ページになります。

啓発活動等の実施についてでございます。

まず、上段につきまして、外国人をめぐる様々な人権問題の発生を回避するため、人権意識の啓発活動の推進や人権擁護機関の周知がより必要となってきますが、今後も地方公共団体等と連携した啓発活動や人権擁護機関の周知を引き続き行っていくこととしています。

次に、下段でございますけれども、現在、外国人の受入れと社会統合に関する国際ワークショップを開催しまして、国民の意識啓発を図っております。在留外国人が日本社会から孤立すると、困窮や不就学、ひいては社会不安や二国間関係の悪化につながり得るため、外国人を受け入れている地方公共団体等の意識向上を図ることが重要であるところ、その対応策としまして、地方公共団体等の意識向上のため、外国人の受入れの先進事例の紹介を受けるなどして、知見を得る機会を設けることとしています。

続いて、項目３の（４）に移ります。

9 ページを御覧ください。

まず、と左側にありますけれども、のところ、「適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保」のための取組としまして、事業主に対し、労働基準監督署等における労働関係法令の周知、監督指導、是正指導を行うほか、外国人労働者の適正な雇用管理のため、ハローワークにおける事業主に対する外国人の雇用状況届出制度などの周知や相談、それから、労働局における雇用管理に関する相談、周知、啓発活動、パンフレットの多言語化等を行っていく旨、記載しております。

次に、10 ページ目に移りまして、「雇用の安定」についてでございます。

こちらでは、雇用の安定のための取組として、ハローワークにおける10か国の電話通訳サービスの実施や集住都市への通訳員の配置に加え、集住地域以外の地域での通訳員の効率的な配置対応整備や定住外国人職業訓練コーディネーターの配置、それから、地域のニーズ等を踏まえた外国人に対する職業訓練や研修の実施を行っていく旨、記載しております。

最後に、11 ページ目を御覧ください。

「社会保険の加入促進等」についてでございます。

社会保険につきましては、未適用である事業主等に対し、引き続き社会保険の適用促進に取り組むとともに、関係行政機関と連携体制を構築していくこととしております。

医療保険につきましても、より一層の適正な管理のため、健康保険については、扶養の認定において統一的な対応とし、国民健康保険については、在留資格の偽りが発覚した場合、在留資格の取消しや給付費の返還請求を行うことができる体制を構築しておりますが、今後とも更なる適正化を検討することとしています。

内容につきましては以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、これらの取組につきましての意見交換の時間は後ほど設けさせていただきます。

引き続きまして、議事（3）の「ワンストップ型相談窓口をはじめとする地域における多文化共生への取組に係るヒアリング」に移らせていただきたいと思います。

埼玉県、それから新宿区の発表に当たりましては、資料6を御準備いただいておりますので、御覧ください。

それでは、早速ですが、和田公雄埼玉県県民生活部国際課長からお話をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

埼玉県 それでは、埼玉県の多文化共生施策に係る現状と課題につきまして、資料6の埼玉県作成の資料に基づき、説明をさせていただきます。

まず、資料左側の埼玉県の現状でございます。

平成29年12月末現在、埼玉県内の在留外国人数は16万7,245人になっております。これは県人口の2.28%を占めておりまして、県民のおよそ44人に1人が外国人という状況になっております。在留外国人数は年々増加してきておりまして、対前年比は9.7%増、10年前と比較いたしますと、約1.5倍に増加しております。

全国的に見ますと、在留外国人数は都道府県で5位の多さになります。また、国籍は160か国と幅広く、中国が最も多く6万5,607人でございまして、全体の約4割を占めております。次いで、フィリピンが1万9,765人、ベトナムが1万8,979人、韓国が1万5,721人、ブラジルが7,300人と続いております。

本県におきます在留外国人を在留資格別で見ても、永住者が5万8,949人と最も多く、全体の35.2%を占めておりまして、全国の29.2%と比較いたしましても、永住者の比率が高いことがわかります。

次いで、留学、家族滞在、技術・人文知識・国際業務、技能実習と続きます。いずれも増加してきております。特に技能実習は対前年比20%を超える伸びを示しております。

次に、県内市町村別の在留外国人数では、川口市が3万3,608人と最も多く、次いで、さいたま市が2万3,358人、川越市が7,779人となっております。県南部に中国、フィリピン、ベトナム、それから韓国籍などが多く、県北部にブラジル国籍が多い状況でございます。

次に、資料の右側の多文化共生社会の実現に向けての部分でございます。

県では、様々な多文化共生施策を体系的・計画的に推進していくために、「日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標といたします多文化共生推進プランを策定いたしております。このプランに基づきまして、本県では、資料の主な多文化共生施策にございますように、各種施策を総合的に推進しているところでございます。

一つ目といたしまして、「誰もが暮らしやすい地域づくり」がでございます。

まず、このため、県単独事業で、外国人総合相談センター埼玉を設置・運営しているところでございます。

外国人総合相談センター埼玉は、一般的な生活相談のほか、法務省東京入国管理局及び埼玉県社会保険労務士会、埼玉弁護士会等と連携いたしまして、入管相談、それから雇用・労働相談、法律に関する専門的な相談にも対応できますワンストップ体制を採っているものでございます。

主に日本語能力が十分でない外国人を対象といたしまして、8言語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語の8言語及び「やさしい日本語」で、生活相談や法律などの相談対応を実施しているところでございます。

センターの開設時間は、月曜日から金曜日の平日週5日、9時から16時でございます。

運営内容といたしまして、生活全般は週5日の電話相談、それから、出入国管理制度は、東京入管との協定によりまして、相談員にお越しいただきまして、週3日の対面相談、労働関係は、社会保険労務士による月1回の対面相談、法律関係は、弁護士による月1回の対面相談を実施している状況でございます。

また、市役所等公共機関の窓口の職員が現場で外国人の方の対応ができるよう、電話による仲介通訳も実施しているところでございます。

相談実績につきましては、資料の右上の表にございますように、平成29年度は年間合計で5,312件、28年度実績が5,291件、27年度実績が5,072件となっております。

主な相談内容といたしましては、在留資格、在留管理制度に関するものが多く、昨年度は28.6%と最も高い割合になっております。例えば、在留資格の変更や在留期間の更新、再入国許可などの申請は、どこにすれば良いのかという質問が寄せられておりまして、相談センターでは、居住地を管轄する地方入国管理局に適切につなぐなどの対応をいたしているところでございます。

次に多い相談内容といたしましては、医療・福祉等に関するものでございます。昨年度、

16.1%の割合でございます。例えば、医療機関に行きたいが日本語が話せない、母語が通じる病院を紹介してほしいという相談などが寄せられておりまして、その際には、外国語が通じる病院を探して紹介しているところでございます。

続いては、仕事・労働に関する相談が多く、昨年度は12.4%の割合でございます。例えば、会社から突然解雇された、収入がなくて困っているという相談や、日本で就労するための方法を知りたいという相談が寄せられておりまして、労働基準監督署やハローワークの紹介、在留資格についての一般的な説明などを行っているところでございます。

在留外国人の支援は、市町村における対応が重要なところでもございます。しかしながら、外国人相談への対応状況は、市町村によってばらつきがございまして、多言語による相談対応、情報提供は、全ての市町村で対応するには困難な面もございまして、県の支援を求められている状況でございます。こうした状況を受けまして、広域的な自治体として、県が市町村を補完する取組として、この外国人総合相談センターを運営しているところでございます。

続きまして、(2)「多言語及び『やさしい日本語』による行政・生活情報の提供」でございます。

まず、外国人の生活ガイドがございまして。県では、外国人が日本で暮らす上での必要な、また基本的・共通的な事項についての情報を7言語で作成いたしまして、関係団体等に印刷物で配付するとともに、ホームページで公開し、外国人住民に直接利用いただくとともに、市町村が多言語生活情報を作成する上で活用をいただいているところでございます。

具体的には、在留管理をはじめ、外国人住民の方が様々なサービスを受けられるよう、医療・教育などの制度に関する情報、一方で、税金の仕組みや交通規則、ごみの出し方など、日本で生活する上で知っておくべきルールや日本の生活習慣、さらには観光情報など、生活に役立つ情報を掲載しているところでございます。

また、外国人住民の方と意思疎通を図るには、「やさしい日本語」の活用が欠かせないと考えております。そこで、市町村職員や外国人支援のボランティアに携わる県民の方へ、研修などを通じまして、「やさしい日本語」の普及に努めているところでございます。

次に、大きな柱の2つ目といたしまして、東京オリンピック・パラリンピック等を契機といたしました多文化共生の人材育成に力を入れております。

本県は、来年のラグビーワールドカップ2019、それから、再来年の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催会場となっております。海外から多くの外国人観光客の来県が見込まれております。こうした国際的なスポーツ大会を契機といたしまして、外国人観光客をしっかりとおもてなしをしていくための外国人案内ボランティア育成講座を平成28年度から実施いたしております。

この育成講座のカリキュラムの中には、語学講座のほかに、けがや病気の場合の応急手当法、あるいは、先ほど申し上げました、「やさしい日本語」講座を盛り込んでおりまして、大会終了後のレガシーとして、在住外国人の支援や交流など、多文化共生を推進するボランティアとしての活躍へつなげていくことが重要であると考えています。

そこで、本県では、育成講座を修了した方や市町村で外国人支援ボランティアとして活動されているボランティアの皆さんを支援するために、平成28年度に埼玉県多文化共生ボランティア登録システムを構築いたしまして、県全域でボランティアの活用が図れるよう、ボランティアに関する情報の管理・運用を行っているところでございます。

通訳可能な言語，あるいは，生け花や着物の着つけなどの趣味や特技といったボランティアの特性を登録していただきまして，県や市町村が求めるボランティアを容易に探せるような検索機能を持ちまして，一方，御登録をいただいたボランティアに対しましては，様々なボランティア募集情報や活動に役立つイベント情報などをメールで随時，情報提供しているところがございます。

この多文化共生ボランティアの登録者数は，市町村と合わせ平成33年度目標7,000人を目指しているところがございます。

また，多文化共生社会の実現に向けましては，外国人住民の活躍も重要であると考えております。平成25年度に県が実施いたしました外国人住民意識調査によりますと，外国人住民の約8割が，東京オリンピック・パラリンピックのボランティアに興味があると回答している状況にもございます。

それから，主な多文化共生施策の最後の柱として，外国人留学生の支援がでございます。本件では，外国人留学生と日本人学生の留学前から留学後の就職までサポートするグローバル人材育成センター埼玉を県の国際交流協会に設置しております。当センターを通じまして，外国人留学生に対しまして，日本での就職をサポートするために，就職ガイダンスあるいはインターンシップ，面接会の実施や，日本家庭をよく知っていただくためのホームステイのあっせんなどを行っております。

外国人留学生は，高度な専門知識を持ちまして，外国語を話せる貴重な高度人材の卵であると捉えております。国際的な人材獲得競争が激化する中，国でも検討を行っているところではございますが，本県におきましては，外国人留学生に対する支援を進めまして，県内に定着していただくことで，県内産業の活性化につなげていきたいと考えているところがございます。

多文化共生社会の実現に向けまして，本県におきましては，以上の施策等の総合的な展開を図っているところがございます。

最後に，主な課題でございます。

新たな在留資格の創設によりまして，外国人の就労者が大幅に増加すると見込まれております。そのような外国人は，生活者として，日本人住民と地域で共に暮らしていくことになります。

まず，1点目の課題でございますが，地域でトラブルなく多文化共生を進めるためには，外国人住民が日本の制度や生活習慣を知り，地域社会に溶け込む努力をしてもらうことが重要であると考えております。そのためには，意思疎通に必要な日本語を習得する必要がございますが，この日本語習得を支援する体制が，今のままでは十分ではないと捉えております。

次に，2点目の課題でございます。外国人就労者が安心して暮らすために，適正な労働環境の整備は当然なことではございますが，日本人住民と同様な生活者としての視点での一層の支援制度の拡充が必要であると考えております。本県が実施しております外国人総合相談センター等によります相談機能や，あるいは医療通訳などの生活支援策の更なる充実が必要であると捉えております。

最後に，3点目の課題でございます。外国人を受け入れる日本人のほうにも，まだ外国人住民を受け入れることに抵抗感を持つ人がいらっしゃると思います。文化や考え方の違いを理解し，相手を尊重することが重要でございます。日本人住民の，いわば心の壁をなくし

て共生していけるよう、日本人住民の多文化意識の醸成をしていくことも重要であると捉えております。

以上で、埼玉県における多文化共生施策の取組と課題についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、内野新宿区多文化共生推進課長からお話をいただきまして、その後に意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。  
新宿区 新宿区の多文化共生及び外国人支援施策について、具体的な取組をお話しさせていただきたいと思っておりますので、資料を補足する形で御説明をさせていただきます。

まず1点目、新宿区の外国人住民の特徴です。

新宿区は、都内で外国人人口が最も多く、人口割合も一番高い自治体でございます。特徴といたしましては、多様性と流動性の高さになります。

多様性ということでは、現在、133の国や地域から新宿区にお越しいただいております。流動性ということでは、留学生が全体の4割近くを占めることから、全体で年間4割ぐらいの外国人住民の方の出入りがございます。昨年度で見ますと、大体1万9,000人の方が新たに転入をしておりますので、そのくらいの規模の方に生活の支援が必要といった、そういった状況になっております。

2番の基本的施策ですけれども、基礎自治体でございますので、生活支援を中心に取組をさせていただいております。6点ほど挙げております。

まず1点目が、外国人相談窓口の運営です。

記載のとおり、2か所で相談窓口を設置しております。下段のしんじゅく多文化共生プラザ、こちらは、平成17年に新宿が設置した多文化共生の拠点施設になります。こちらは、相談窓口のほか、様々な情報提供や日本語学習の機会、または交流の場を提供しております。こちらのプラザには、入国管理局所管の外国人総合相談支援センターが一緒に入居しておりますので、そちらのセンターと連携しながら、相談対応を行っております。

外国人の方からの相談につきましては、やはり在留資格の変更を伴うような、そんな内容が多くございますので、相談があったときに、入国管理局と内容について相談をさせていただいたりしております。あと、入国管理局では、インドネシア語やベンガル語、スペイン語やベトナム語といった、新宿区では対応がない言語についても対応されておりますので、そういったところで、相互に言語の補完をしています。相談実績といたしましては、大体、1日平均17件ほどになります。

続いて、2点目の外国人住民への情報提供でございます。

基本的には、ルビつき日本語、英語、中国語、韓国語、この4言語を基本として、情報発信をしております。ただ、地域でトラブルが一番多く起こるのが、ごみの分別ができていないといった、そういった問題になりますので、例えば、ごみの分別チラシについては11言語で作成するなど、生活に密着した情報については、より幅広い多言語対応を行っているところでございます。

広報物の配付につきましては、区の施設以外にも、外国人の方がふだん御利用になるようなお店に御協力をいただきまして、広報物を配架させていただいております。あと、平成29年度からは、送金事業者とも連携をさせていただいていまして、外国人の方は、送金事業、

母国に送金をするような機会が多くございますので、例えば、セブン銀行の送金アプリに新宿の情報を載せさせていただいて、外国人の方が送金アプリをお使いになったときに地域の情報も御覧いただけるですとか、送金事業者の窓口のところにも新宿区の情報を置かせていただいたりですとか、そうしたところで、なるべく外国人の方の生活に身近なところで情報発信を行うように実践しております。

下から2行目の外国語版SNSについては、そちら記載の4種類で情報発信を行っており、年々増加しているような傾向でございます。

ページをおめくりいただきまして、裏面のところには、新宿区が広報物で出しているものの多言語情報を参考までに載せさせていただいております。

最後の7番の新生活スタートブック、これは大きさとしては、このくらいのもになります。こちらは、外国人の方が転入手続をした際に、お一人ずつにお渡しをしているものになります。

内容といたしましては、区役所での必要な手続や日本語教室の御案内、災害への備えや病気になるたときの対応、日本での生活の基本的ルール、そういったものを、外国人の方の協力をいただき、外国人の視点で編集したことが特徴になっております。こちらについては、日本語、英語、中国語、韓国語、ネパール語、ベトナム語、ミャンマー語の7言語で対応しております。

では、続きまして、3ページ目の3点目、日本語学習への支援になります。

日本語でのコミュニケーションが困難な外国人や日本語での学習が困難な子供、こちらには外国ルーツのお子様も含まれます。そういった方々に対して、地域で安定した生活を送ることができるように、日本語習得の支援を行っております。

お子さんにつきましては、日本社会で安定した生活を自立していくためには、高校に進学して、卒業して、就職するなり進学するなり、そういった段階を踏まえることを考えますと、高校進学が重要なポイントになると思いますので、高校進学できるような取組に力を入れているところでございます。

記載のア)からエ)につきましては、一般の方が御利用になるような日本語教室になりまして、これらの教室については、大体区民の割合は65%ぐらいになりますので、3人に1人は区外から新宿区のこういった教室に通っていただいているような、そんな実態がございますので、ニーズとしては大変高いものと認識をしております。

あと、ウ)の初めてしゃべる日本語クラスにつきましては、文化庁の助成をいただいている事業になりまして、来日して間もないゼロベースの学習者に対して、まず生活に必要な日本語を教えるというところを目的にしております。こちらについては、教材作成から行っているような、そんな事業になっております。

キ)の中学3年生を対象とした高校進学指導、こちらにつきましては、大手の学習塾のほうに委託をしておりますけれども、それ以外につきましては、多くのボランティアの御協力によって成り立っているような教室になります。ボランティアにつきましては、外国人の方が地域と接する上での窓口になるような、そんな機能もあります。やはり継続的に関わることができるというので、そういった機能も、ボランティアの役割としては重要なものがあると認識をしております。

続きまして、4点目の窓口等における多言語対応の推進でございます。

先ほど御覧いただきましたように、新宿区では2か所で、通訳を配置して相談対応を行っておりますけれども、なかなか言語にも限界があるということで、平成29年からタブレット端末を使用した通訳システムを導入しております。本日、タブレットを持参いたしましたので、ちょっとこちらを御覧いただけますか。このような形で国旗が出ております。現在13言語に対応しております、こちらをクリックしていただくと、その言語の通訳が出るようなシステムになっております。

今はネパール語を押したんですけれども、ちょっと話し中なので、違う言語にします。こういう形で、通話ボタンを押すと、通訳が出てきてくれます。ありがとうございます。今デモなので大丈夫です。ありがとうございました。大丈夫です。ありがとうございます。はい、失礼いたします。

こういう感じで通訳が出ますので、窓口にお客様がいらっしゃる時に、職員とお客様と通訳で、その場でリアルタイムに適切な通訳ができるというようなシステムを導入しております。新宿区の場合は、13言語の対応で在住の方の95%を網羅できると見込んで、こういった機械を使って導入しております。やはり通訳は常時配置になりますと、コスト的にもなかなか負担が重くなりますので、こういったサービスをうまく使いながら、相談窓口での通訳、タブレット端末による通訳と併せ持つて対応しているようなところでございます。

では、続きまして、5番目の外国人の区政への参画について、特徴的な取組を一つ御紹介させていただきます。

新宿区多文化共生まちづくり会議というものが、平成24年度に区長の附属機関として設置をいたしました。こちらは、日本人16人、外国籍の方16人、同数で、合わせて32人の会議体になりまして、区長からの諮問事項に対する答申や多文化共生を推進するための提言を行っております。これまで第3期まで行いまして、そちらに記載のテーマで御審議をいただいております。

直近の第3期では、外国人住民と日本人住民が共に暮らしていくための課題と情報提供ということで御審議いただきました。具体的には、外国人の方は家が借りにくいという、そういった実態があるのが一つ、あとは地域の中で、ごみ出しや生活音、自転車などに関するトラブルが依然として多いといった、そういった問題がございますので、そういった課題について御審議をいただきまして、提言をいただいたところでございます。

提言内容につきましては、新宿区のホームページにもアップをしておりますので、もし御関心をお持ちいただいた方は、御覧いただければと思います。

最後、6番目が、地域における多文化共生意識の醸成ということで、コミュニケーション・交流の充実について、現在力を入れて取り組んでおります。

これまでは、外国人の方に日本の文化を知ってもらうというような取組が往々にしてございましたけれども、現在は、地域にお住まいの日本人に対して、外国の文化も併せて知ってもらうような、そんな仕掛けもしているところでございます。

具体的には、地域のお祭りに、その地域に住んでいる外国人の方に参加いただいて、自国の文化について御紹介いただいたりですとか、料理を振る舞っていただいたりとか、そんな草の根に近いような、そんな取組をしているところでございます。

あとは、交流の機会を増やすということで、留学生が多くお住まいになっておりますので、日本語学校と連携をしながら、留学生が地域のお祭りに参加をしたりとか、そんな取組を支

援しているところでございます。

あともう一つ、新宿区には多文化共生連絡会というネットワークがございまして、こちらには、町会や商店会、外国人コミュニティー団体や日本語学校、多文化共生活動団体などが参加をして、お互いの情報交換を行ったり、活動の連携を進めているところでございます。

新宿区では、外国人の方を対象にした防災イベントなどを行っておりますけれども、そういったところにも、こういったネットワークの方に御協力をいただきまして、司会進行をネットワークに参加している留学生の方が担っていただくとか、そんな取組を進めているところでございます。

以上6点ほど、施策を紹介させていただきましたけれども、日々感じることを2点お伝えさせていただきますと、いかに来日前後、早い時点で、日本の文化や生活のマナーを外国人の方に正しく伝え、認識をしてもらうか、そういった取組が大変重要だと感じているところでございます。

あとは、地域でトラブルが起きるのは、コミュニケーションがなかったり不足しているといった、そんなところがございます。そういったものがあれば、トラブルを防げたり、大きなトラブルになる前に防ぐことができると日々感じているところでございますので、この辺りに力を入れて取り組んでいただけたらと感じているところでございます。

新宿区からは以上になります。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） どうもありがとうございました。

埼玉県、新宿区、いずれも非常に先駆的な取組をされていらっしゃる御様子、詳細に御説明をいただきました。また、非常に示唆に富む課題も御提供いただいたものと思います。

それでは、ただいまの埼玉県、新宿区からの発表についての意見交換、質疑応答の時間に移らせていただきたいと思います。20分強ぐらいの時間を予定しております。非常に貴重な機会ですので、是非御発言いただければと思います。御意見、御質問のある方は、事務局職員がマイクを持って伺いますので、お手数ですが挙手をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。

高橋先生。

高橋委員 埼玉県に1点お伺いします。先ほどのお話の中で、市町村のいろいろな体制にばらつきがあるというお話でしたけれども、やはり市町村は、それなりに体力の関係から、どうしてもばらついてしまうのではないかと思いますけれども、そういうときに県として、例えば必要書類だとか手続だとかを標準化するとか、あるいは多言語化するとか、そういう支援というのも考えられると思いますけれども、その辺の支援についてお伺いしたいと。あるいは、そういった市町村のばらつきに対して、国として何かできることがあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、新宿区に対しては、タブレットのお話のところ、大変興味深いんですが、これは、手続そのものを多言語化しているということではなくて、通訳が多言語化、つまり通訳対応しているというのか。

ただ、それにしても、これは新宿区だからできるのかなと。新宿で単独でとしてやられているのか、それとも、他の区などと共同してやられているのか、あるいは、もっと細かい話になってしまいますが、これ、例えば通訳していないときは、相手の方は何をしているのか。要は、共同でできる話なのかどうか、その辺のところが大変興味があるんですが、御示唆い

ただければと思います。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、埼玉県に、市を県として束ねられますかという御質問だと思いますが、いかがでしょうか。

埼玉県 高橋先生の御指摘どおりで、市町村の体力によるばらつきがあります。また、外国人の住民の数にも差がありまして、県内63市町村ございますが、外国人の総合相談機能を持っているのは、14市町にとどまっております。

こうした状況をフォローするために県で外国人総合相談センター埼玉を設けるとともに、説明いたしました外国人の生活ガイドというものを多言語で作成し、発信しております。これはホームページ上でも公開しておりまして、市町村でも加工できるような仕組みになっております。例えば、ごみ出しの関係ですとか、いろいろな手続の関係につきまして書いてありまして、市町村でも利用できるような形で情報提供しているところでございます。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、国の取組はいかがでしょうかという問があったと思いますけれども、いかがでしょうか。

総務省ですとか内閣府、内閣官房。国として、自治体に何か手を差し伸べるといいですか、取組があれば、御紹介いただければと思います。

総務省。

総務省自治行政局地域政策課国際室長 それでは、総務省から御説明、総務省の取組について御説明いたします。

総務省においては、多文化共生を自治体において、今新宿区、それから埼玉県からお話がありましたとおり、本当に多岐にわたる施策がございますので、こういったことを各自治体において、埼玉県のほうからは当初、プランを策定されたというお話がございましたが、このプランの策定の元となる多文化共生プランというものを提示いたしまして、これは各省庁の施策がそこに掲載されてございますが、そして、各自治体において、こういったプランの下に、各自治体で勉強しながら、いろいろな部局がありますので、勉強しながら、多文化共生の施策を進めていただくようにプランを策定してございます。

また、まさに、本日御紹介いただいた先進的な取組を行っておられるような団体について、先進的な取組、これは昨年度ですが、各自治体の取組等をまとめたものを公表して、その横展開を図るように自治体にもお願いしておると、そんな状況でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

内閣府、内閣官房、お願いします。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局でございます。

今後の取組を御紹介させていただきますと、6月に閣議決定していただきましたけれども、今後、まさに多文化共生の分野等で、自治体の外国人材の受入れニーズが高まることを想定しまして、外国に今住んでおられる親日の外国人の方の自治体での雇用ということを支援するというような新しい取組を、今検討を法務省、外務省の協力を得て進めているところでございまして、来年度以降に実施をしたいと考えております。これは今後の取組でございます。

けれども、御紹介させていただきます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

法務省入国管理局も、是非その取組を支持したいと思っているところでございます。

あと、それから、高橋先生から、新宿区のタブレットの取組につきまして御質問がありました。お願いします。

新宿区 新宿区の、先ほど御覧いただきましたタブレットですけれども、あくまでも通訳機能になります。そういったことで、その場で通訳をしてもらうということになりますので、内容面云々ということではないです。

例えば、家庭訪問するときに、健康相談に行くときに、そのタブレットを持っていけば、言語が、日本語がしゃべれなくても、その場で通訳をできるといった、そんな活用をしているところでございます。

単独かどうかということなんですけれども、新宿区で単独で行っているものではなくて、あくまでも委託事業で実施をしております。既に他の自治体から受注をしている翻訳会社のほうにお願いをいたしまして、契約をさせていただいております。実績払いになりますので、常に人を抱えているわけではなく、多分、事務所に通訳が構えていまして、いろいろな自治体からの問合せに対して、その場で通訳をしているような、そんなシステムになっているかと思えます。

23区は、会社は違うんですけれども、こういった通訳システムを、大体半分ぐらいの区で導入しているというのは確認をしております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

高橋先生、よろしゅうございましょうか。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、青山先生。

青山委員 ありがとうございます。商工会議所の青山でございます。

埼玉県に2点質問がございます。

まず第1点に、外国人留学生の支援についてご説明がございましたが、この支援の中で、県内の大学との連携や協力については、どのような形で行っておられるのでしょうか。

2点目に、主な課題ということで、3点ほどご説明がございましたが、何かこれからに向けて、具体的な施策というものは、既に用意されているのでしょうか。よろしく願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） お願いします。

埼玉県 まず、外国人留学生の支援についてでございます。

説明で申しましたグローバル人材育成センター埼玉は埼玉県国際交流協会の中に設置しておりまして、このセンターは、商工会議所連合会をはじめとした経済団体、それから県内の大学・企業と連携いたしまして、会員を募って、県と大学と経済界と3者で手を組んだ協議会を設立しておりまして、連携を取りながら運営をしているところでございます。

課題に対する主なこれからの施策でございますが、今、策定しました多文化共生推進プランは、平成28年度に策定したものでございまして、来年4月からの新たな在留資格が始まることを想定しておりませんでしたので、またこのプランを考える中で、新たな施策につい

で考えてまいりたいと思っております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

市川先生、どうぞ。

市川委員 市川です。

新宿区の日本語学習への支援について、お伺いしたいんですが、まず一つが、ア)とイ)に有料の日本語教室、無料の日本語教室とありますが、この有料、無料というのは、どんな対象者で、どんな仕分けで、こういう区別になってくるのかということが1点と、それから、特に無料のものについては、どんな予算でやられているのかというところがもう一つ。それから、この日本語教室について、どんなカリキュラムと申しますか、何時間ぐらい、どんな課程でやるのかというのがもし分かれば、教えていただければと思います。

それからもう一つ、子供のほうの日本語教室なんですけれども、オ)とカ)というところに、日本語教室の運営、それから、教育委員会による日本語サポートというのが出ておりますけれども、こちらについて、区内の小中学校との連携というのは、どんな形でされているのか。特に、学校の中での日本語指導という、恐らくあるんだろうと思うんですけれども、それと、ここに出てきている日本語教室の運営というようなものが、どんな形で役割分担をされているのかということをお伺いしたいということです。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） お願いします。

新宿区 まずは、有料、無料の日本語教室についてのお答えです。

有料のほうが、こちらは学期制になっておりまして、3学期に区分をしております。そうしたことから、大体3、4か月ぐらいを想定して、カリキュラムを組んでいるところでございます。

やはり主眼としては、生活に必要な日本語を教えるというところをメインに行っておりまして、ただ、有料といいましても、大体1学期2、000円程度になっております。有料にすることで、申し込んだ以上は責任を持って、通して来てもらいたいということが主眼でございます。

無料のものにつきましては、週4回ほど、しんじゅく多文化共生プラザで行っておりまして、こちらは登録制ではないので、どなたでも、突然いらしても大丈夫なような、そんな日本語教室になっております。そういったことで、無料のほうは、特に体系立てをしているわけではなくて、来ていただいて、何らかの日本語を学んで持って帰っていただく、そういったことを狙いとして行っているものでございます。

無料につきましては、こちらはボランティアに、本当に交通実費程度なんですけれども、1回当たり500円お支払をしておりますので、そういったものについては、やはりコストが掛かってまいります。

あと、最後の教育の関係についてのお答えになります。

まず、オ)の外国にルーツを持つ子供の日本語教室、こちらは、ボランティアが小学校4年生から中学3年生までを対象に、週3回、夕方、放課後の時間に行っているものになります。こちらは教科の補足のような、そんなところで行っております。

カ)の教育委員会のものにつきましては、来日してまだ間もないお子さんに対して、例え

ば幼稚園児から中学生まで、こちらは時間数が、大体想定はあるんですけども、そういったお子さんが、まず日本語を学んでもらって、授業についていけるように、そういったことを狙いにして、例えば、教育センターで最初は集中的に行い、その後は学校の中で補足のような形で指導するような、そんなところで、教育委員会では実施しているところでございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

市川委員 そうすると、有料の日本語教室、大人向けも、基本的には3か月ということですが、1,000円、2,000円とか、そういう負担だけではやり切れないと思うので、主として区の財源でやられているという理解でよろしいでしょうか。

新宿区 はい、そうです。日本語教室自体は、財団のほうに委託を、新宿未来創造財団という財団がございまして、そちらに委託事業として出しておりますけれども、基本的には新宿区の事業として、コストを掛けてやっております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、井上先生、村上先生。

井上委員 今の日本語の教育に関連して新宿区にお伺いいたします。やはり言葉の問題というのが、一番大きい問題なのかと思いますけれども、今後外国人の方が、増大していく方向の中で、日本語教育の施設の講師や、日本語カリキュラム、そういうものが十分かということに御意見を伺いたいと思います。

それと、埼玉県の主な課題の3番目の日本人側の意識の醸成について、これも非常に大きい問題で、内なる国際化をどうやって進めるかということだと思いますが、これについて、今、具体的な取組や課題、例えば進めるに当たっての住民参加の課題など、その辺りについて、何か御示唆をいただければと思います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、新宿区からお願いしてよろしいでしょうか。

新宿区 では、日本語学習、言葉の問題についての御質問になります。

ただいま新宿区では、様々な生活に必要な日本語学習を行っておりますが、ただ、それ以外にも、例えば厚労省の委託事業で、定住外国人向けの働くための日本語講座、そういったものもございまして、そういったものをうまく情報提供しながら、様々な、そういった情報を外国人の方にお伝えをしているところでございます。

ただ、日本語学習のニーズというのはとても高く、今御紹介した厚労省の委託事業でも、基本が日本人の配偶者ですとか永住者、永住者の配偶者、定住者などが限定になったりしておりますので、例えば、家族滞在なんだけれども、こういったものを受けたいといった、そういったニーズがございまして、もう少し幅広く外国人の方が受けられるような、そういった講座の充実が望まれているとは思います。

施設やカリキュラムにつきましては、今新宿区で、ボランティアの養成にこれまで取り組んでおまして、ボランティアになっていただくためには、大体35回、カリキュラムを組んで、講座を受けていただいた方にボランティアに参加をしていただいておりますので、そういったところでは、生活に必要な限度というところでは、今は充足はできているのかなとは思いますが、これから幅広いニーズとなりますと、また状況が変わってくるものと認識をしております。

埼玉県 日本人住民の多文化共生意識の醸成は、これからの非常に重要な課題であると心得

えております。

具体的な取組といたしましては、東京2020オリンピック・パラリンピック等の開催が、日本人住民に国際的多文化共生意識を芽生えさせるチャンスだと思っております。県といたしましては、先ほど説明いたしました外国人案内ボランティアというものを、来年までの4年間で5,000人育成するために講座を実施しております。こういうスポーツ大会等を契機といたしました意識啓発などの取組を、具体的には行っているところでございます。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 村上先生。

村上委員 ありがとうございます。

埼玉県と新宿区、それぞれに伺いたいと思います。

埼玉県の資料の主な課題の一番上に、日本語習得の支援体制ということで、先ほど、今のままでは十分ではないというコメントがあったのですが、その十分ではないというのは、ボリュームなのか、レベル感なのかということとか、あるいは、対応する言語の種類、対応する地域や出身国というようなことなのか、その辺りを教えていただきたいと思います。また、ネックとなっている問題について、教える人材の問題なのか、あるいは予算上の制約なのかといったことについて、教えていただければと思います。

新宿区のほうですが、少し雑駁な質問になりますが、タブレットでの取組が進んでいるということで、どうしてこれだけのメニューを広げていったのかというポイントについて教えていただきたいのと、また次に、今後取り組んでいきたい、取り組まなくてはいけないとお考えのことがあれば、教えていただければと思います。

以上です。

埼玉県 日本語教室につきましては、公が直営で行っているわけではなくて、NPOを中心とした日本語教室が主でございます。NPOの調べによりますと、県内に約129の日本語教室がございます。ただ、なかなか、ボランティアでやっている部分がございますので、運営面に難しい部分がございます。

また、NPOのアンケートによりますと、最近になって、技能実習の学生が増えてきているということで、なかなか対応し切れない部分もあるという話も聞いております。

日本語の習得度合もそれぞれで、教える体制もばらばらでございますので、県としてここに、例えば一律に補助金を出すなどは、なかなか難しい面がございます。

以上です。

新宿区 新宿区です。

これまでメニューを広げてきたということなんですけれども、新宿区におきましては、東日本大震災以降は一時的に減少しましたがけれども、それ以外は、外国人住民は増加の一途でございます。

だんだん、そうですね、家族滞在ですとか、お子さんが生まれて、そこで、新宿で長く生活するような、そういった実態が増えてきましたので、そういったところで教育支援に力を入れたりですとか、これまでも多文化共生の実態調査というものを2回ほど行っておりまして、区民の方の御意見を踏まえて、なるべく後手に回らないような取組を心掛けてきたところでございます。

今後の課題なんですけれども、やはり地域における多文化共生におけるトラブルというの

は、いまだ減少には、なかなか至らないというところがございますので、先ほど御説明させていただいたように、情報提供がまだ十分ではないというところがあります。外国人の方も日本の生活のルールやマナーを知らないがゆえに、地域でトラブルに発展するということが往々に見られますので、そういったところは自治体の情報提供不足だと痛感しているところでございますので、そういったところの充実を今後はより強化していきたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） どうもありがとうございました。

豊橋市，どうぞ。

佐原委員代理 豊橋市の今泉です。よろしく申し上げます。

埼玉県と新宿区に一つずつ質問があります。

まず「やさしい日本語」の普及ということで、埼玉県にお伺いします。豊橋市も平成27年度に「やさしい日本語」マニュアルを作成しまして、いろいろ普及に努めているんですけども、なかなか普及できていないのが現状です。埼玉県の場合、どのように普及されているかということをお伺いしたいと思います。

あともう1点、国の方におかれましては、今回の資料を見させていただきますと、多言語化ということはずごく言われているんですけども、「やさしい日本語」の取組といったことが、今回の資料には見受けられませんでした。今後多国籍化が進んでいきますと全ての言語に対応するという事は、なかなか難しいことですし、「やさしい日本語」というのは、外国人のみならず、障害者、高齢者、そして一般の人に対しても、分かりやすい言語ですので、ぜひ「やさしい日本語」の取組というのをも、今後取り入れていただきたいと思っております。

続きまして、新宿区にお伺いしたいんですけども、日本語教室の件で、先ほど埼玉県も言われたんですけども、豊橋市の場合、豊橋市の国際交流協会が日本語教室を行っているんですけども、最近、やはり技能実習生の方が増えたということで、日本語教室に技能実習生の方がすごく増えてきました。一般の人よりも技能実習生の方が多くて、例えば、そういう事例があるならば、企業から何か一定の負担を求めるということをされているかお伺いしたいと思います。

以上です。

埼玉県 「やさしい日本語」の普及、努力をしているところでございますが、まず一つは、県職員が県政出前講座として、申出があった場合に、県内各地で講座を開催しております。また、県内を四つぐらいに分けて、セミナーを開催いたしております。

また、外国人案内ボランティア育成講座の中で、「やさしい日本語」の講座を設けてまして、「やさしい日本語」の普及に努めているところでございます。

以上です。

新宿区 すみません、先ほどちょっとマイクの関係で、技能実習生が増えたことに伴って、質問の意図をもう1回よろしいですか。

佐原委員代理 はい、すみません。

豊橋の場合なんですけれども、豊橋の国際交流協会が日本語教室を開催しております、最近、技能実習生が教室に多く参加するようになりました。それで、そういう事例がありましたら、事業者に負担というものを求めることがあるかどうかお伺いしたいと思います。

新宿区 はい，ありがとうございます。

新宿区は技能実習生が非常に少ない実態がございまして，やはりサービス業に就いている方が多くございますので，余り技能実習生のニーズというのは，正直見えてきていないのが実態でございます。お答えにならず，申し訳ございません。

佐原委員代理 ありがとうございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 今，国の整備に対しても，「やさしい日本語」ということを念頭にという御示唆をいただきましたので，検討してまいりたいと，対応策の取りまとめに当たりまして，心にとめておきたいと思っております。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。せっかくの機会ですので，各省庁の皆様におかれまして，本当に事務局の皆さんにおいても，この機会に，自治体の皆様にもいろいろお伺いしたいことがあれば，是非どうぞ。

では，外務省，どうぞ。

外務省領事局外国人課長 ありがとうございます。

外務省でございます。

本日は，検討会の第1回会合でございますので，この場をお借りいたしまして，外務省の基本的な立場，考え方というものを一言申し述べさせていただきたいと思っております。

外国人材の方，それは留学，技能実習等々，問わずでございますが，日本でどのようにして受け入れられているか，それから，どう生活しているかというのは，送り出しの国の政府，それから国民にとっても，非常に大きな関心事でございます。したがって，そういった外国人材の方々が日本社会において，まさに日本人と共生できているか否かというのは，まさに今回のテーマでございますが，そういった国との間の二国間関係ですとか，さらには国際社会においての日本の評価というものにもつながってくる問題だと我々は認識しております。

そういった観点から，外務省といたしましても，外国人材の受入れ，さらに共生の問題に，強い関心の下，関与させていただいているということでございますので，検討の方向性をベースに，これから年内の最終的な取りまとめに向けて，積極的に貢献させていただきたいと考えております。

それから，先ほど，埼玉県の方からも一言ございましたけれども，新たな外国人材の受入れ制度が，骨太の方針で検討されて，現在，その具体的な制度設計を政府内でしているところでございますけれども，この制度が検討の方向性の上でも取り上げられているのは，御承知のとおりかと思っておりますが，それが，年内の最終的な取りまとめに向けまして，この検討会が始まったということは，非常に時宜を得たものであるというふうに我々は考えております。

この新たな制度は，今後，国際的な注目を集めるものになろうと我々は思っておりますので，そういった観点からも非常に関心を持っておりまして，検討の方向性で，外国人材の受入れの取組の項目に，いろいろと重要な点が出ております。それは一つ一つ，非常に重要だと考えております。

それに加えて，今はまだ，もちろん詳細に具体的にお伝えできませんけれども，一言で申せば，日本社会と，要はあつれきを生まないような形での受入れを，うまく制度設計の中に組み込んでいくことができればという問題意識の下，議論に参画させていただいているということでございます。

本日の検討会では、まさに受入れの現場の自治体の方々、非常に有益なお話を伺うことができてよかったと思います。今後、検討会の開催回数、限りはあるとは思いますが、可能な限り多くの現場に近い方々からのお話をお伺いして、最終的な総合対応策の反映に向けて、一緒に作業ができればと思っております。ありがとうございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

あと、せっかくの機会ですので、埼玉県、新宿区から関係省庁の皆様に対して、何か御質問等ありましたら、貴重な機会ですから、よろしければどうぞ。

埼玉県 まさしく今、外務省の方がおっしゃったとおりで、新たな在留資格について、非常に県としても注目をしているところでございます。いち早く、動きがございましたら、地方自治体にも情報提供いただければと思っております。よろしく願います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 法務省として承りました。

新宿区、よろしければ。

新宿区 特に要望ということではないんですけれども、是非外国人材の円滑な受入れについて、足並みをそろえていけたらと思いますので、今後とも、どうぞよろしく願います。

内閣官房内閣審議官 内閣官房でございます。

今日はありがとうございます。貴重なお話を伺いました。

お話を伺っていて、日本に來られて働いている大人の日本語習得、お子さんの日本語教育というのが非常に大事だと思います。新宿区の取組を見ていると、教室を開かれていますけれども、例えば、アメリカの学校では、ESLという、セカンド・ランゲージとしての英語を教えてくれるクラスが、それぞれの学校にあって、専用の先生が、別に日本語は全くできないんですけれども、英語を教えてくれる。普通の教室にも通いつつ、平行してやっているんですね。そういうところに通っていると、子供たちって、2年もすると、大抵、親よりも英語がうまくなるんですよ。

それと似たようなことは、新宿区で取り組まれているのか。それとも、そういうことができているんだとすると、それは、予算なのか、人材なのか、ネックになっている理由が何かあるのでしょうか。

語学教室というのは、自主的に通う人しか行かないと思うんですね。一方で、学校は、ほとんどのお子さんが、学齢に達していたら、基本的には通われる。そこでちゃんと日本語を教えるということが非常に効果的ではないかと思うんですけれども、そういう取組、それからネックになっている問題点があれば教えていただきたい。

もう一つ、今度は埼玉県について、通訳のタブレットを使った取組もそうですけれども、それぞれの市町村が業者に委託するののも一つの手だと思うんですけれども、広域的な自治体である県が、いろいろな市町村のニーズを酌み取って、広域的にできることを提供していくということは、非常に重要だと思うんですけれども、そういった取組というのは、何かされているのでしょうか。

新宿区 では、まず新宿区です。

日本語教育につきましては、教育委員会の中で検討組織を設けて、横断的に各学校間で、日本語指導の教員が集まって勉強会をやったりですとか、取組について検討しておりますので、そういったところは、かなり充実はしてきてはいるんですけれども、おっしゃっていた

いただいたように、子供たちは大体、日本語を覚えては来るんですけれども、どうしても年齢が上がるに従って、生活の言葉は分かって、学習言語としての日本語が追いついてこないというような問題がございますので、それで、先ほどお示しさせていただいたような、そういった特別のクラスを設けてやったりしております。

今の関連で問題になりますのが、子供は日本語を覚えても、家庭では両親が母語で会話をしていますので、家庭内での言語の不一致というのが生じてきまして、そのところが、家庭内のコミュニケーションがうまくいかないというような問題がございますので、親子を対象にした日本語教室等も開催はしているんですけれども、そういった問題への対応の必要性というのは感じているところでございます。

埼玉県 おっしゃるとおり、広域的な自治体として、県が市町村を補完するということは、非常に重要なことであると捉えております。

埼玉県では、市町村やNPOとの会議を開催したり、現在運用しております多文化共生ボランティア登録システムは、市町村にも活用できるようなシステムになっているところでございます。様々な形で、できる範囲で、市町村と連携しながら、多文化共生施策に取り組んでいるところでございます。

また、来年の新たな在留資格によって、これから外国人が増加することが予想されておりますので、また市町村や住民の意見を反映しながら、新たな取組を考えてまいりたいと思っております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、まだまだお伺いしたいこと、それから、おっしゃっていただきたいことあるかと存じますけれども、そろそろ時間になりますので、自治体の皆様との意見交換、質疑応答は、このくらいにさせていただきたいと思っております。大変に多くのヒントを、私ども、いただいたと思ひまして、おっしゃっていただきましたとおり、これから先もまた、いろいろな場で、御一緒させていただいて連携させていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで、新宿区の内野課長におかれましては、御業務のために退出されるということですので、本当に今日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

新宿区 ありがとうございます。失礼いたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 埼玉県、よろしければ、まだ御一緒ください。

それでは、続きまして、先ほど冒頭御説明申し上げましたように、総合的対応策の項目2と、それから項目3の(4)につきましの意見交換、質疑応答に移らせていただきたいと思います。おおむね30分の時間を予定しております。

それでは、最初に高橋委員から御発言をいただける旨、あらかじめ伺っておりますので、よろしくお願ひいたします。

高橋委員 すみません、私、ちょっと所用があって、少し早く出ないといけないものですから、先に私から質問をさせていただければと思ひます。コメントも含みます。

資料5ですが、9ページの3の(4)と、それから11ページの上の段ですね、いわゆる社会保険等の未適用、この辺も絡むと思ひますけれども、これは厚労省でしょうか、お伺いしたいと思ひますけれども、主として9ページですが、問題は、事業主側の外国人労働者の受入れに対するスタンスについて、まだまだ不適切なものがある、適正でないということ

で、適正化していく必要があるということだと思っておりますが、そこについては、ここの対応策を拝見してみますと、体制を強化していく、あるいは整備するというお話ですが、それは、今ある予算なり人員を強化するという意味での、従来型の取組を強化するというお話なのか、あるいは、具体的な整備について、何か案をお持ちなのかということを知りたいのと、それから、もう一つは、事業主ではなくて、働く外国人側ですけれども、技能実習生でもいろいろな問題が起きていますし、これから新たな制度になれば、外国人の側が、例えば不法就労化していくとか、何か、地下に潜ると言い方は変ですが、管理から外れてしまうようなことも起きる可能性も十分あると思っております。そうすると、これは在留管理とも絡むわけですが、外国人労働者を管理していくという観点からは、従来型のやり方で十分対応できるとお考えなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

もちろんここは、法務省と厚生労働省が連携してやらなくてはいけないお話だと思いますけれども、例えば、日本人だとマイナンバーで管理されているような部分があると思っておりますけれども、何か新たなシステムなり管理方法というのが必要とお思いにならないかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点ですが、10ページですけれども、定住外国人のお話で、先ほどから日本語のお話がかかなり出ていたと思っております。対応の方向性というのは、これから議論、深められると思っておりますが、まず職業訓練のところですが、新たな制度のもとで、例えば介護だとか、ある程度のレベルの方たちが入ってくるということも考えて、あるいは、そういった業種では、当然、職業訓練もして、高度化させていくための訓練もあると思っておりますけれども、そういった流れがある一方で、既に日本に住んでおられる方たちに対する職業訓練、これは従来どのくらい効果を上げてきたのか、何か具体的なKPIなどがあれば教えていただきたいのと、それから、これから先、新たな制度との間で、どういうふうな職業訓練上の連携みたいなものが考えられるのか、その辺をお聞きできればというふうに思います。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、厚労省にお願いして、その後法務省で、もう1回、職業訓練のところを厚労省にという順番でよろしいでしょうか。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。よろしく申し上げます。

まず、体制整備と記載している部分につきましては、まさにハローワークなどの体制の話にはなっていくと思っております。

受け入れた外国人の方が、適切な労働環境の中でしっかり働けるようにということは、大変、私どもも重い課題として受け止めております。

労働関係の法律につきましては、当然、日本人、外国人問わず適用されることになっております。ただ、その中で、どうしても外国人の方、コミュニケーション能力が落ちるですとか、日本の法制度を知らないという中で、トラブルが起きたり、違反が起きたりということが生じているのも事実でございます。

私ども、法令遵守、あるいは、外国人向けの特別な配慮といったものを指針としてまとめられておまして、企業のほうを訪問して、理解を求めていくということを進めております。非常に地道な取組ではございますけれども、そういう中で、何とか会社の理解をいただきながら、適切な管理、雇用環境の改善というものにつなげていきたいということで取り組んでい

るというのが現状でございます。

それから、管理の関係につきましては、私ども、雇用状況届出というものをいただいています。こちらは、企業が外国人を雇ったとき、それから離職されたときに、ハローワークに届出をいただくというような仕組みでございます。

こちらにつきましても、おっしゃったとおり、義務ではございますが、漏れがある可能性もございます。そこにつきましては、7月の総合的対応策の本文にもございますけれども、法務省の在留管理の情報と突き合わせしながら、より精度を高めていくという取組を今後、法務省と一緒に進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、職業訓練の関係は、申し訳ございません、日本人の訓練の成果ということでしょうか。

高橋委員 いや、定住外国人です。

この10ページで、一番左側に、定住外国人に対する研修、ここが現行制度、現行取り組んでいることと書かれているわけですが、一方で真ん中で、そうはいても、非常にまだ、こういう人たちが派遣や請負といった不安定な雇用形態になっているということで、この記述からうかがわれることは、十分その取組が行われていない。ただ私は、ここでは、そもそも定住外国人が安定雇用を求めているのかどうか、いわゆる正規雇用を求めているのかどうかというのは、疑問のあるところではありますが、ただ、その問題ではなくて、要するに、職業訓練をやられているということですが、これは実態として、どのくらい効果が上がっているのか、何か検証するようなデータなりがあるのかということと、それから、これから新たな制度の下で、ある程度、職業訓練を受けた方の、そういうレベルの方が入ってきて、その人たちの高度化のためにも、また業種ごとに職業訓練が行われることになると思うんですけれども、そういう新たな事態も含めた対応、職業訓練についての考え方、場合によっては、一緒にやることもゼロではないと思うんですけれども、それも含めて、いかがかということですが。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 御指摘いただきました10ページの定住外国人を対象とする日本語の習得を目的とする研修コースにつきましては、まず結論からいいますと、就職率とかというような効果の数字を持っているわけではございません。

こちらの研修事業につきましては、今、御指摘はございましたけれども、定住外国人の方で派遣とか請負で働いている方の比率というものが、他と比べると、比較的高いようなデータがございます。その中で、希望する方には、できる限り安定的な雇用に結び付くようにということで、失業されている方に加えまして、在職中の方も対象としておりまして、必要に応じて、休日とか夜間のコースも作っております。

働いている方に、より日本語のコミュニケーション能力なども身に付けていただけるように、そうしたコースも作っております、そういう意味で、離職者の方、求職者の方、在職者の方、いろいろな方を対象にして実施をしているということでございます。そういう意味では、通常の職業訓練のような、就職率のような目標は立てておりませんが、そういった方を対象に今やっているということでございます。

新しい受入れにつきましては、今後のいろいろな御検討があろうかと思っておりますけれども、日本語の試験なども受けて入国される方々というふうに承知しておりますので、そういったところも踏まえながら検討していきたいと考えています。

法務省入国管理局参事官 法務省の入国管理局でございます。

在留管理について、これから外国人の受入れが拡大するに当たって、現行のままで大丈夫なのだろうかという御指摘だと思います。我々も同じ問題意識を持っております。

平成21年に、今の形の在留管理制度を含む入管法の改正がありまして、平成24年から現行の形になっています。それまで入国の審査、期間更新の審査、留学生が就職するときのような在留資格変更の審査といった時点、時点で入管が審査をする、それが基本でした。その間、退去強制のような場合を除き、一般的に言えば、点の管理をしていました。それを、きちんと情報把握をして、問題があれば分かるような形にして、線の管理に移行しようというのが、平成24年からの今の在留管理制度の基本的なコンセプトであったわけです。

これがうまく機能していれば、先ほどの高橋先生の御質問に、大丈夫ですと、自信を持ってお答えできるのですが、先ほど厚労省からもありましたように、情報の精度の問題ですとか、外国人本人からの情報、所属機関、あるいは関係機関からの情報、こういうものを入管のところでマッチングをして、おかしいものは浮かび上がってくるというようなものがコンセプトだったわけですが、必ずしもその情報のマッチングがうまくいっていないような部分があるのは、これ事実であります。

したがって、先ほど厚労省がおっしゃったように、情報の精度を上げる取組をしていきたいと思っております。

その中で、今御指摘のありましたマイナンバーの活用は、今、入管は扱える機関に入っておりませんが、それは一つの考え方だと思います。個人を特定できる情報ですね。例えば、企業で管理している名前が、入管で持っている正しいパスポート上の名前と違っていたりすると、そこでマッチングができないという話になると、何か特定できる番号みたいなもので照合できないかですとか、それぞれの行政目的を勘案した上で政府を挙げて検討していきたいと思っております。

それから、今回新たな受入れをするに当たって、どういう情報が必要で、それによって、どういう対処ができるのかということは、もちろんプライバシー等にも配慮した上で、単に今までの仕組みの中に新しい在留資格なんかも入りますというだけではなくて、制度を作るに当たって、どういうものを今回やっていけば、きちんと本来、所期の目的を達する安全な仕組みができるかというようなことで、制度自身を作っていくというふうに考えております。

高橋委員 新しい制度の下でのことを考えると、入ってくる外国人の方は、基本的に、どの仕事に就くのかということは、制限された上で入ってきているわけですから、少なくとも業種内の移動はいいとして、仕事が変わってしまうということについて、やはり的確に把握できないといけないんだと思うんですね。ですから、その辺が厚労省と法務省との間で、きちんと情報連携が取れている、取れるのかということですね、これから先ですね。

今までも、いろいろ問題はあったと思いますが、これから取れるようになるか、その仕組みを、やはりきちんと確保する必要があるのではないかというふうに思います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

まさにそのところは、新しい制度作りの肝になるところだと思っております、検討を重ねているところでございます。

それでは、村上先生、井上先生、市川先生の順番でお願いします。

村上委員 ありがとうございます。

時間もないので簡潔にしますが、言い漏らした部分については、後ほど文書で出させていただきますこととして、意見を述べさせていただきます。

まず、全体的なことですが、2ポツの多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動辺りについて、これから様々な議論をして、総合的な対応策を決定していくということですが、議論の中では、先ほどお伺いしていた中でもありますように、誰が財源を負担するのかということについても、議論は避けられないのではないかと考えております。財源の負担について、自治体にお任せということではないと考えておりますので、そういった点も議論していくべきだろうと考えております。

それから、9ページのポンチ絵の労働のところですが、まず一つ目に、高橋先生からもありましたけれども、外国人労働者の、いろいろなトラブルの背景には、外国人労働者自身がルールを知らないということがあると強調されておりますけれども、それ以前に外国人労働者を雇用している事業主の皆さんの認識の問題があるのではないかと思います。全員が全員ということを行っているわけではありませんけれども、中には、安い労働力として活用したいというような意識や、あるいは、社会保険を適用しなくてもいいというような思い込みも根強くあると思いますので、いかにして事業主の皆さんに、そういった認識を改めていただく、ルールを知っていただく、守っていただくのかという取組が必要だと思っております。

そういう観点から、先ほど、外国人の雇用管理の指針のお話がありましたけれども、私どもとしては、それを法律に格上げして、位置付けをはっきりさせて、きちっと守っていただくということが必要ではないかと考えております。また、違反した場合の罰則などについても整備する必要があると考えております。

それから、一方で、外国人労働者の方に対して、日本のルールを知らないということについては、対応策が記載されておられません。こちらについては、どんな方が来られても、労働関係法令の基本的な部分について学んでいただく機会などが必要かと思っております。安全衛生に関しては、かなり詳細なパンフレットなども用意されているようですが、基本的な部分についてのルールの徹底というものは必要ではないかと思っております。その際には、労働組合法なども含めて、是非周知をいただきたいと考えております。

さらに、9ページの下段では、ハローワークで多言語対応というようなことも書かれていますが、ハローワークだけではなくて、自分の権利を侵害されたことを訴える際にまず行くのは監督署だと思っておりますので、労働基準監督署においても、母国語で申告できるような環境整備が、これから求められていくのではないかと考えております。

それから、先ほど申し上げた外国人受入れ指針の関係について、法令遵守が大事であり、遵守しないような事業主、事業所は、新たな外国人材に係る部分もありますけれども、外国人労働者を受け入れられないというようなルールにしていけないと、いつまでたっても、意識が改まらないと思っておりますので、御検討いただければと考えております。

雇用の安定の部分について、10ページですけれども、相談体制の整備のところ、電話やメールということが書かれておりますけれども、外国人労働者の方、技能実習の方が来られた場合に、SNSなどを使われていることが多いので、そういったところも是非配慮していただきたいと思っております。

また、ここには書かれていないですが、新たな制度で受け入れる場合、技能実習もそうで

すが、日本人と同等の報酬というものを確認することが必要だろうと思います。骨太の方針においても書いてありますが、どうやって日本人との同等報酬を確認するのかというところが極めて重要だと思っております。入管における審査の時点で、同等報酬なのかどうかということを確認できる絶対的な水準のようなものを示した物差しが必要であると思えますし、また、就業規則にも同等報酬を規定することを義務付けることで、労働契約の内容としていくことができると思っておりますので、そういった点についても、是非御検討いただきたいと思っております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、恐縮ですが、御質問を続けていただいて、まとめてお答えいただきたいと思えます。

井上委員 質問というより意見になりますが、今回初めてということで、総論的なところで少し意見を申し上げたいと思えます。

今回の外国人材の受入れにつきましては、産業界からも要望したものでございまして、スピード感のある施策、取組を歓迎したいと思っております。

今後の検討に当たって、やはり大きな視点で考えていかなければならないと思えます。日本は、皆様ご存知のとおり、急激な人口減少社会を迎えており、恐らく、今年生まれた子供が私の年代ぐらいになると、人口は半減しているかもしれないという、そういう状況の中で、外国人の方をどうやって日本に受け止めていくのか、次の世代のために、どうやって開かれた日本を目指していくのかといった、長い目で耐え得る議論を行う必要があるのではないかなと思えます。

議論を進める上で、透明性を確保して、国民とか関係者の納得を得ながら施策を進めていくということが特に重要だと思えます。来年度からの実施ということもあって、短期間ではございますけれども、短期間であるからこそ、国民とか企業とか関係者に対する広報活動に特段の配慮をいただきたいなというふうに思えます。

今回の取組は、国内のみならず、海外からも注目をされていると思えます。とりわけ、外国人労働者に対する人権問題というのが非常に重視をされて、国際的な関心も高まっておりますし、日本への評価に直結するものでございます。対外的にも透明性とか説明責任を果たしていく必要があるというふうに思えます。

いろいろな施策を進める上で、行政も含めて新しいサービス環境というのが必要となってきますので、国とか地方自治体とか職場、あるいはコミュニティが、それぞれどういう役割とか責任を担うのかというのを具体化・明確化していく必要がありますし、御意見もございましたけれども、やはりコスト負担という話は、どうしても避けられない議論になってくるのではないかなと思えます。

各論になりますけれども、国民の声を聴く会議につきましては、やはり透明性の確保ということで、多様な関係者が参画できるような仕組みにする必要があると思えますし、聴いた意見をどうやって政策へ反映したのかというプロセスの透明性というのも重要になってくると思えます。

今日のヒアリングは、非常に参考になりました。検討期間が限られている中、先行事例を有効に活用していくといったことが重要かと思えます。

税・社会保険に関しましては、やはり日本の制度に加入することが大前提となりますので、先ほど御意見ありましたけれども、やはり、例えば、新たに在留される外国人の方には、マイナンバーカードの取得を義務付けるとか、あるいは在留カードに何かリンクを張るという手当てを講じるとともに、今、悉皆性のある番号というのは、住基かマイナンバーしかありませんので、そのあたりの対応を、制度として整備しておくことが重要な事項かなと思います。

以上でございます。

市川委員 市川です。

まず、国民及び外国人の声を聴く仕組み作りということなんですが、外国にルーツを持つ方、外国人の方からも意見を聞いていただくということが、一つは重要であると思います。ここに書いてありますけれども、念のためにです。

それから、先ほども出ていましたが、日本語教育とか、教育の問題が非常に大事だと思うので、学校の現場からの取組のお話を伺いたいなと思います。

それから、現場からの意見ということと同時に、客観的なデータとして、外国人、それから、今は外国人から帰化した人とか、外国人と日本人の間から生まれた日本人とか、そういう意味で、外国にルーツを持つというような言葉を使いますが、そういった方たちも含めた方たちのニーズ、それから、そういった人たちが、どういうところで問題にぶつかっているのかというようなことを、きちんとデータとして把握していく調査のようなものも必要ではないかなと思います。法務省が外国人住民調査を一昨年やられたということを知っておりますが、大変よい取組だったようでありまして、そういったようなことも、今申し上げた対象範囲でやっていただけるとよいなというふうに思っております。

それから、次の啓発活動の関係なんですが、法務省が人権擁護局で啓発活動をやっているのは、大変すばらしいことだと思っておりますが、その啓発活動がソフトな取組ということであるとすれば、もう一方で、規範ですとかルールであるとかという面からの取組というのにも必要なというふうに思っておりまして、例えば障害者の問題でいくと、社会参画の重要性ということが認識される中で、障害者権利条約を批准して、障害者差別解消法が一昨年施行されましたけれども、同じような文脈の問題が出てくるかなというふうに思っております。例えば入居・入店、それから就職といったような、社会生活のいろいろな場面で、いろいろな差別のような問題があったと。そういったときに、国や自治体がどう対応するのか、事業者がどう対応するのかという、そういう仕組み、あるいは対応要領や対応指針というものを作っていくという、そういうルール作りも、取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

それと同時に、人権擁護局による救済ということも書いてありますが、やはり簡易・迅速な救済、それも独立性・専門性のある方が担当するような救済機関というものを各地で作っていくという必要性もあるのではないかと考えております。

次に、生活者としての外国人に対する支援の労働関係のところですが、大きな枠組みとしてなんですが、新たに受け入れる労働者、新たな労働者受入れの仕組みというのが、3年ないし5年という、基本的にはそういうスパンでの受入れだというふうに伺っているのですが、それはそれとして、やはり3年、5年というのも、それなりの長い期間ではありますし、そこからスキルアップして、次の在留資格に上がっていくという方も、あるいはいるかもしれ

ない。そう考えると、それから後、職場を移転していくということも考えられる。そう考えると、単に受け入れた企業だけの責任で、そういう労働の関係、あるいは日本語の習得とかということをやってくださいね、面倒見てくださいねということだけでは、ちょっと足りないのかなというふうに思っております、そういう意味では、先ほどのポンチ絵でいくと、右のほうの枠組みで考えていたんですが、左のほうの枠組みも活用していくということが、一つ考えられるのではないかと思います。

すると、支援の枠組みとしては、自治体、国際交流協会、それから労基署、それから、弁護士の関係でいえば法テラスですとか弁護士会、それから地域のNGO、そういったものが、地域の協議会のようなものを作って支援していくというような、そういう枠組みが必要なのではないかなと思います。

先ほど、技能実習のところでも出ておりましたけれども、企業にももちろん責任があるとは思いますが、それだけではなく、全て企業任せというわけにもやはりいかない、自治体や国が適正な負担をしながら、そういった方の生活が成り立つような仕組みも考えていくべきではないかと思います。

各論なんです、先ほど村上もおっしゃられたとおり、雇用者の側と、労働者の側が、労働契約法だったり、労基法などの、いわゆるワークルールというものを、知識を身につけていただくということは、非常に大事だろうと思っております。

それから、就業に結び付く日本語教育、これ、一般的な日本語教育とはまた別に、よりスキルアップしていくということも含めて日本語教育が必要でしょうし、職場慣行として、お疲れ様でしたとか、例えばそんなような言葉も含めた職場慣行を含む日本語プログラムというのを準備していくというのは、非常に大事ではないかなと思っております、せっかく日本に来ていただいた人たちが、よりスキルアップしていくためにも、何らかの取組というのが求められるというふうに思います。

それから、最後に、新たな在留資格で入ってきた方も含めて、こういった方、一定のスキルを要し、条件を満たす職場の間では、職場移転をするということも考えられますし、そういった形の労働市場ができると思うんですね。その限定された労働市場の中で転職をしたり、いろいろな相談をしているということであるとすれば、そのような労働者に対するハローワークの適切な関与、職業紹介であったりというようなことが、非常に施策として必要なのではないかというふうに考えておりますので、御検討いただければと思っております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

青山先生。

青山委員 ありがとうございます。

日本商工会議所では、昨年11月16日と今年4月26日の2回にわたって、外国人材の受入れに関する意見書を作成し、関係府省庁へ提出をさせていただきました。

その後、政府では矢継ぎ早に様々な決断をしていただき、その一環として今回の検討会が開催されたものと理解しております。この点につきましては、私どもとしても非常に評価すべきことであると考えております。

本日は初回の会合であることから、外国人材の受入れについて私どもが非常に関心を持っている基本的な考え方を2点ほど述べさせていただきたいと思っております。

1点目は、新たな在留資格が創設されることで、これまで外国人材を雇用した経験がない

企業や外国人材がほとんど存在しない地域で、初めて外国人材を受け入れる事例が増加すると考えております。

したがって、私どもの会員企業をはじめとする中小企業に対する制度の周知や、受入れに関する教育などが非常に重要であると考えます。当然ながら、企業としても受け入れる外国人材への支援を担いますが、その際は企業のみならず、国と自治体を含めた3者の連携が、非常に肝要であると考えます。

特に、スタート時点では、国・自治体・企業の連携による役割分担が円滑に回るかどうか、成果にかかってくると思っています。

本日は、新宿区と埼玉県からの事例の紹介がございましたけれども、こういう関係者の皆様からのヒアリングをさらに行い、役割の明確化を行うべきと考えております。

2点目は、雇用の安定についてです。新たに受け入れる外国人材と企業とをどのようにマッチングしていくのかという課題があります。高橋委員からも在留管理の問題や教育訓練の問題について言及がありましたが、例えば、新たに来る外国人材が無事に企業に就職したとしても、その後、その企業にどうしても合わないという方が必ず存在します。そうしたときに、一体どのような仕組みで、どう対応していくのかまで含めて制度を設計すべきであると考えております。

企業は受け入れる外国人材の雇用の安定に尽力をするわけではありますが、一方で離職まで踏まえた対応を余儀なくされた場合、マッチングをどのようにしていくのかという問題と、離職した外国人材への対応を同時並行的に、パッケージとして考えていく必要があるかと思っています。

新たな在留資格の創設には、これまでになかった課題が多く、想定できることから、これらの課題も含めながら制度設計をしていくべきだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） どうもありがとうございました。多くの御示唆をいただきました。

新しい外国人材の受入れのところにつきましては、方向性としては、骨太で閣議決定をされたとおりでございますけれども、今、多々御指摘をいただきましたようなことにつきましては、具体的な制度設計の中で、今まさに各種の検討を進めているところでございまして、ぜひ今の御指摘、できるだけ実現できるように検討してまいりたいと思っています。

それで、ちょっと司会不手際によりまして、時間が押ししてしまいましたけれども、おおむね御意見をいただいたということでよろしゅうございましょうか。

また次回以降、続きますけれども、ちょっと一つ一つの、今の時点でお答え、ぱっとできるような項目については、余りなかったと拝聴いたしましたけれども、また引き続き御意見をいただいて、私どももそれを、この総合的対応策、それから、新しい外国人の受入れ制度づくりということに反映をさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

各省も、もしかしたら御準備いただいた御発言あったかもしれませんが、とりあえず今回につきましては、これで終了とさせていただきたいと思っております。皆様、貴重な御意見、御指摘、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を終了させていただきます。

なお、次回検討会は、9月28日金曜日午後2時から開催を予定しております。また後日、事務局から正式に御連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

- 了 -